

「扶養認定」添付書類一覧表

【注意事項】
夫婦共同扶養の場合（配偶者を扶養していない方が子を扶養に入れる場合）は、「配偶者の所得証明書（課税証明書）」が必要です。
両親のうち、片親だけを扶養に入れる場合等、扶養認定対象者に配偶者がいる場合には、「配偶者の所得証明書（課税証明書）」が必要です。
 ※上記収入証明は、配偶者を扶養に入れている場合や配偶者がいない場合（死別・離婚等）は添付不要です。
 その他、扶養認定審査上、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります（中途採用者の被扶養者、被扶養者が外国人である場合などを含む）。
 注）勤務先を退職した場合で、雇用保険の失業給付の基本手当日額が 3,612 円（60 歳以上は 5,001 円）以上の場合は被扶養者になることができません。

添付書類	被保険者との同居が要件	扶養理由証明書		同一世帯証明書		収入に関する証明書							別居（送金）証明書			
		①被扶養者現況届書	②学生証（写）または在学証明書（原本）	①世帯全員の住民票（原本）※被保険者との続柄が確認できるもの ↓確認できない場合は、戸籍謄本または抄本（原本）を提出のこと	②戸籍謄本または抄本（原本）	以下の該当するものは、全て添付してください。							⑨所得証明書（課税証明書）	⑩配偶者の所得証明書（課税証明書） ※配偶者が扶養に入っていない場合【上記注意事項④参照】		
						給与収入がある場合	自営業等の場合	年金収入がある場合	勤務先を退職した場合		失業給付の受給を終了した場合	就業経歴のない場合				
被保険者との続柄						①給与明細（写）※直近3カ月分または雇用契約書	②確定申告書（写）および収支内訳書（写）	③公的年金等振込通知書（写）直近分	④離職票（原本）※法第4条第3項不該当（受給放棄）の印字があるもの	⑤雇用保険受給資格者証（写）	⑥健康保険資格喪失証明書（前務先名称および事務所印のあるもの）	⑦雇用保険受給資格者証前全ページ（写）	⑧非課税証明書			※単身赴任の方は添付不要 ※送金証明は振込人と受取人の記載があるもの ※現金手渡しは不可
配偶者（内縁含む）	無職・無収入	●	●学生のみ	●		●④～⑧の該当書類を添付							●60歳以上		●	
	収入がある場合	●	●学生のみ	●		●①～③の該当書類を添付							●60歳以上		●	
子供（養子含む）	高校生以下			●	●養子									●		
	18歳以上の学生（予備校含む）	●	●	●	●養子	●①～⑦の該当書類を添付								●		
	18歳以上の学生以外（夜間学生含む）	●		●	●養子	●①～⑧の該当書類を添付								●	●	
被保険者の三親等内の親族	父母（養父母）	●		●	●養父母	●①～⑧の該当書類を添付							●60歳以上	●	●	
	祖父母・曾祖父母	●		●		●①～⑧の該当書類を添付							●60歳以上	●	●	
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母	●		●		●①～⑧の該当書類を添付							●60歳以上	●	別居の場合は扶養認定不可	
	兄弟姉妹孫	高校生以下			●										●	●
		18歳以上の学生（予備校含む）	●	●	●		●①～⑦の該当書類を添付								●	●
		18歳以上の学生以外（夜間学生含む）	●		●		●①～⑧の該当書類を添付							●60歳以上	●	●
	配偶者の兄弟姉妹 伯父・伯母 叔父・叔母 甥・姪 曾孫	高校生以下	●		●										●	別居の場合は扶養認定不可
18歳以上の学生（予備校含む）		●	●	●		●①～⑦の該当書類を添付								●	別居の場合は扶養認定不可	
18歳以上の学生以外（夜間学生含む）		●		●		●①～⑧の該当書類を添付							●60歳以上	●	別居の場合は扶養認定不可	
配偶者の孫・曾孫 内縁の配偶者の子 直系血族の配偶者		●		●		●①～⑧の該当書類を添付							●60歳以上	●	別居の場合は扶養認定不可	